

第九十四回国会 建設委員会 議 録 第 五 号

昭和五十六年三月十八日(水曜日)

午前十時五分開議

出席委員

委員長 稲村 利幸君

理事 池田 行彦君

理事 中村 靖君

理事 木間 章君

理事 伏木 和雄君

理事 鹿野 道彦君

理事 桜井 新君

理事 竹中 修一君

理事 登坂重次郎君

理事 村田敬次郎君

理事 小野 信一君

理事 荻仲 義彦君

出席國務大臣

建設大臣 齊藤滋与史君

出席政府委員

経済企画庁長官 川合 英一君

計画局審議官 丸山 良仁君

建設大臣官房長 丸山 良仁君

建設省都市局長 升本 達夫君

建設省住宅局長 豊蔵 一君

委員外の出席者

環境庁水質保全局長 杉本 康人君

環境庁水質保全局長 渡辺 一志君

建設省都市局長 遠山 啓君

建設省都市局長 遠山 啓君

建設委員会調査室長 川口 京村君

委員の異動

二月二十八日

辞任

補欠選任

井上 普方君 中村 重光君
甘利 正君 河野 洋平君

同日 辞任 補欠選任

中村 重光君 井上 普方君

同日 河野 洋平君 甘利 正君

同日 辞任 補欠選任

横山 利秋君 横路 孝弘君

同日 甘利 正君 河野 洋平君

同日 辞任 補欠選任

横路 孝弘君 横山 利秋君

同日 河野 洋平君 甘利 正君

同日 辞任 補欠選任

横山 利秋君 中村 重光君

同日 甘利 正君 河野 洋平君

同日 辞任 補欠選任

中村 重光君 横山 利秋君

同日 甘利 正君 河野 洋平君

同日 辞任 補欠選任

中村 重光君 横山 利秋君

同日 甘利 正君 河野 洋平君

同日 辞任 補欠選任

中村 重光君 横山 利秋君

同日 甘利 正君 河野 洋平君

同日 辞任 補欠選任

中村 重光君 横山 利秋君

同日 甘利 正君 河野 洋平君

同日 辞任 補欠選任

中村 重光君 横山 利秋君

同日 甘利 正君 河野 洋平君

同日 辞任 補欠選任

中村 重光君 横山 利秋君

同日 甘利 正君 河野 洋平君

同日 辞任 補欠選任

中村 重光君 横山 利秋君

同日 甘利 正君 河野 洋平君

同日 辞任 補欠選任

中村 重光君 横山 利秋君

同日 甘利 正君 河野 洋平君

同(草野威君紹介)(第一七三九号)

同(田中昭二君紹介)(第一七四〇号)

同(武田一夫君紹介)(第一七四一号)

同(鳥居一雄君紹介)(第一七四二号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

同(吉浦忠治君紹介)(第一七四三号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三三三三号)

○稲村委員長 これより会議を開きます。

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案

を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。齊藤建設大臣。

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○齊藤建設大臣 下水道整備緊急措置法の一部を

改正する法律案の提案理由を説明いたします。

ただいま議題になりました下水道整備緊急措置

法の一部を改正する法律案につきまして、提案理

由及びその要旨を御説明申し上げます。

下水道は、良好な生活環境を確保するとともに

に、公共用水域の水質を保全するために必要不可

欠な施設であり、政府においては、これまで四次

にわたる下水道整備五カ年計画を策定し、その整

備の推進を図ってきたところであります。

その結果、わが国の下水道の普及率は、昭和五

十五年度末で約三〇％に達する見込みであります

が、欧米先進諸国の整備水準に比べればなお著しく

立ちおくれしている状況であります。この立ちおくれ

の著しい下水道の整備を推進し、良好な生活環境

の確保を図ることは現下の急務であります。

また、公共用水域、特に閉鎖性水域の水質の汚

濁に対処して、その改善を図るため、下水道の整

備の推進を図ることは現下の急務であります。

また、公共用水域、特に閉鎖性水域の水質の汚

濁に対処して、その改善を図るため、下水道の整

備の推進を図ることは現下の急務であります。

また、公共用水域、特に閉鎖性水域の水質の汚

濁に対処して、その改善を図るため、下水道の整

備の推進を図ることは現下の急務であります。

また、公共用水域、特に閉鎖性水域の水質の汚

濁に対処して、その改善を図るため、下水道の整

備の推進を図ることは現下の急務であります。

備を積極的に推進する必要があります。

このような下水道に関する諸般の情勢にかんがみ、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進するため、政府といたしましては、現行の下水道整備五カ年計画に引き続き、昭和五十六年度を初年度とする第五下水整備五カ年計画を策定することとし、このため、建設大臣は当該五カ年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならぬものとするよう下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案を提出することといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○稲村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○稲村委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村茂君。

○中村(茂)委員 まず最初に、政府は昨日「当面の経済情勢と経済運営について」を決めました。その中で特に建設行政、国土行政にかかわる点について若干お聞きしたいと思っております。この経済対策閣僚会議で決まりましたプリントがここにありますから、それに基づいて御質問いたします。

その二ページの「2、公共事業等の執行促進」(1)、(2)となっておりますけれども、特にこの中で、五十六年度の予算成立後の公共事業等について、契約割合を全体の七〇%以上を目途とするというところで、二番目に、契約を円滑に進める、こういうことになっておりますけれども、この点について、七〇%という公共事業等というのは、建設省でいけばどのくらいに額になり、どういう事務的な促進を図ってこれに対応していくのか、内容と推進の仕方についてまずお聞きしたいと思います。

○丸山政府委員 お答えいたします。

対策閣僚会議におきまして当面の景気対策が講じられたわけでございます。その中におきまして、公共事業については七〇%以上を上半期に実施する、こういうことになっておりますが、現在まだ来年度の予算現額がどうなるかということは、繰り越した他の額が確定いたしませんから、繰り越したことは申しかねますが、現在の予想では、建設省関係で来年度の予算現額が大体六兆五千億程度になるものと考えられます。これに對して七〇%の施行ということになりまして、四兆五千五百億という形になるわけでございまして、この上半期の施行が三兆九千五百億程度でございしますから、これに對して約一五%の増、六千億ぐらいが上半期に去年よりもよい発注される、こういう形になることとございします。

○中村(茂)委員 私が特に心配するのは、いつもそうなんですけれども、景気の安全弁みたいなところで公共事業がいつもやられてきた。前半にこれだけ出れば後半でどうなるだろうという心配がいつも出てくるわけですが、そういう中で特に地方公共団体との関係がいつも出てくるわけなんです。特に補助事業等のかかわりで、国である程度金を出しても、それに対応できるように地方自治体が出ていなければ、その執行はむしろ難しくなってくる。そういう内容が含まれておりますから、その点は後でもう一つ質問するものとあわせてその絡みをひとつ御説明いただきたいと思ひます。

そういうことをしていく、そして三ページの(3)ですけれども、いままです建設の新規の着工とかマンションの契約は全体的に落ち込んでいて、そういう中で、公共事業などについてもできるだけ発注をして中小零細企業に仕事を与えていく、こういうことが必要じゃないかということとを強く主張してきて、その際、この(3)でも細かいことを言っておくべきけれども、先ほど言いましたように地方自治体との公共事業のかかわりというものを考えながら、この考え方を浸透していかねば、実際には成果を上げることはできないの

ではないか、こういうふうに考えますので、この三ページの(3)のいわゆる中小企業への分割発注と先ほど申し上げました公共事業とのかかわり、この点について明らかにしたいと思ひます。

○丸山政府委員 建設省といたしましては、この経済対策が決められる前から御承知のように中小企業対策には鋭意努力しているところでございまして、たとえば発注標準の順守であるとか分割発注の推進であるとか、あるいはジョイントベンチャー制度の活用というような施策を講じて中小企業対策を推進してきたところでございします。来年度からは特にこの発注標準を、たとえば現在A業者は三億円以上でございしますが、これを四億円以上に上げるとか、あるいは最低のE業者はいままで一千万円以下の工事でございしましたが、これを千五百万円までやれるようにするとか、このように中小企業対策には配慮いたしているところでございします。

また、公共団体との関係でございしますが、特に最近住宅が落ち込んでおりまして、建築業者が非常に困っておるということにかんがみまして、この対策にもありますように、公共建築工事につきましても中小建築業者に積極的に発注するようにするというところで、自治省とも連絡をとりましてその対策を講ずるようになっているところでございします。また、公共事業一般につきまして、中小企業対策あるいは早期発注等につきましては、来年度予算成立後直ちに次官通達をもって指示する考えでございしますが、とりあえず昨日付をもちまして官房長通達を出しまして、各知事あるいは地方建設局長あるいは公団長等に、予算成立後速やかに発注ができるように万般の準備をするよう指示をしたところでございします。

○中村(茂)委員 この点は積極的に推進していただきたいと思ひます。

次に4の「住宅建設の促進及び宅地供給の円滑化等」、これにつきましては、特に「四月中の速やかな募集を開始するよう準備を進める」。それと、「同公庫の貸付対象について、対象範囲の拡大」、こ

れは特に所得制限をことしからするというところで私も非常に心配している点があるわけですが、これも、こで言っている貸付対象とか範囲とかというものは、この緊急対策を実施するために上半期中に前倒しする分だけにするのか、それともこれからの方針として貸付対象と範囲をこのところできちんと決めて拡大して、それをずっと将来の方針としてやっていくのか、そこら辺のところを含みながらこの対策について御説明いただきたいと思ひます。

○豊蔵政府委員 昨日の経済対策閣僚会議におきまして当面の経済情勢と経済運営につきましていろいろのことが決められたわけでございしますが、そのうちで、住宅金融公庫の融資につきまして「上半期中に、需要の動向に即応した相当数の募集を行うこととし、四月中の速やかな募集を開始するよう準備を進める。また、同公庫の貸付対象について、対象範囲の拡大を図る。」ということとされたわけでございします。

私もこれを具体化するために現在考えておりますところは、当面の第一回の受け付けにつきましては、五十五年度は四月三十日から三週間の受け付けを行ったところでございしますが、五十六年度におきましては受け付け開始をできるだけ早く行いますとともに、受け付け期間もよりの確に需要に即応できるように期間を設定したいというふうな考えでございまして、昨年度より一週間ないし二週間の期間の延長を考えております。また、それによりまして、無抽せんによる貸し付けを行うつもりでございしますが、上半期には過半の募集を準備したいというふうな考えでおります。

また、公庫の貸付対象につきましては、現在考えておりますのは、一つは分譲住宅の譲渡価格の限度額がございしますが、これが近來の建築費、土地費等の動向を勘案いたしまして、東京の特別地区の場合を例にとりまして二百万円から三百万円程度引き上げる、それからまた、借地権、地上権つきの分譲住宅につきましては、従来その範囲が狭いものでございしましたが、戸建ての分譲住宅に

つきましては借地方式による住宅の建設を促進する意味から、これらも融資対象にしたい、あるいはまた、高層住宅の貸付対象地域につきまして若干の都市を追加するといったようなことを現在考えているところでございます。

○中村(茂)委員 きょう、朝のNHKのテレビを見た細かいことを言っていた。五十戸あるところの増とかどうとか言ったな。

それと、これはこれからの方針としてずっとやっていくのか、この対策だけで、このところの貸付対象、貸付範囲というのを言っているのか、その点もう少し明らかにしてもらいたい。

○豊蔵政府委員 ただいまお答えいたしました貸付対象の範囲の拡大につきましては、五十六年度以降継続的にそのような措置をとっていくということを考えて、現在最終的な詰めをしているところでございます。

先生御指摘の五十戸以上云々というのは、これはまたちょっと別のことでございまして、昨年の暮れに来年度予算の政府案を策定いたします段階で、住宅金融公庫の融資につきましては、八百万円以上の所得のある方々に対しては財投金利でお貸しするという方向が決まったわけでございしますが、これの具体的な実施の細目を現在財政当局と詰めているところでございます。住宅金融公庫法には所得の比較的高い者に対しては特別の金利の定めをすることができるとして、政令でその内容を書き得ることになっておりまして、この八百万円の金利の変動も政令によることとしておりますが、その法律の中で、たとえばそれぞれの貸し付けを受けられる個人の特別の事情であるとか、あるいはまた土地の高度利用であるとか、あるいはまた相当の公共施設が整備されたものについては特別の配慮をするというふうに定められておりますので、それらの規定を受けまして、たとえば災害を受けられた方であるとか公共事業で立ち退かれる方であるとか、そういう方に対してどのような措置がいいか、あるいはまた再開路の関係につきまして、やはりこれは施策を推進するた

めに必要な措置として制限から除外したかどうか、あるいはまた公共施設を整備するというような意味での良好な住宅団地につきまして、これはやはり政策的に誘導していきたいというようなことで例外規定を設けたらどうかというようなことで、政令を制定いたします段階におきまして現在財政当局と詰めているものでございまして、これは当面の景気対策といえますよりは、五十六年度の予算が成立しました場合に、これを実施するための具体的な細目を詰めていく、そういう段階での幾つかの案が出ておりますものですが、そのことがたまたま報道に出たのではないかと考えているところでございます。

○中村(茂)委員 それから次に宅地の供給関係ですけれども、これはこの三ページの4の中の(2)と(3)に書いてあるわけですが、これはもうただ書いてあるだけで、こんなものなら書いておかない方がまだましなくらいな中で、全く不満ですが、「農住組合制度の積極的な活用を図る」とか、それから「市街化区域等の区分の見直しの適切な実施」とか、または「開発許可の適切な運用に努める」とか、「国土利用計画法の的確な運用」とか、「地価動向の厳重な監視」とか、または「土地取得関連融資の自粛の徹底」というようなことで、これは具体的には全然ないんだ。書いておかなければいけないからということだ。したがって、これは答弁は受けたって同じですから、具体性がありませんか、もう少し積極的にこの地価対策に取り組み姿勢を持ってもらいたいと思はるのです。いままでのことをただ適切適切と幾つか書いてあるだけで、これじゃもう能のないことです。注文をつけておきたいと思はる。

時間がありませんから次に進みたいと思はるが、いま提案になりました第五次下水道整備五カ年計画です。

いままで続けてきました第四次の下水道整備五カ年計画、これについて若干見解をお聞きして第五次の五カ年計画に入りたいと思はる。

ありますが、経過をずっと見ますと、計画額については九六・七％ということ、金だけは約一〇〇％、満額使った。ところが人口普及率で見ると、二二・八％を四〇％の目標に高めたというのを三〇％しかできなかった。そういうことになりましたと、実際には七・二％しか五年間でできなかった。だから目標からすると四二％しか実際にはできなかった、こういうことになるわけです。

それから普及率を一つ上げるにどのくらい投資されているか、こういうことを計算してみますと、計画では四千三百三十億円、ところが実績では九千五百億円、普及率一つ上げるに実績では約倍以上かかっているわけですね。ですから普及率も四二％しか上げることができなかった。当然の結果なのです。しかし金は計画額、約満額使っているわけですから事業の量はすくなくとも、調査室でつくっていただいた十七ページの「第四次下水道整備五箇年計画推進状況(事業量)」、これはそれぞれ細かく目標に対しての実績が出てくるわけでありまして、これを見ましても、平均して四四・五％。一番少ないところについては、処理場などについては一三・六％しかできなかった。多いところでは六四・六％。ですからこの原因、計画と実績のずれ、普及率が上がらなかった一番の原因がどこにあったか、これを明らかにしていただきたいと思います。

○升本政府委員 第四次の五カ年計画の実施状況でございますが、事業費の面では御指摘のとおり九六・七％ということ、ほぼ一〇〇％に達する消化を行ったわけでございますが、事業量の面では、これもおただしのような数字で、かなり計画を下回った数値になっております。

その原因でございますけれども、やはり一番大きな原因は、現行の五カ年計画策定時点以降の建設物価の上昇、それから次に終末処理場の環境対策というような問題、たとえば具体的には処理場の施設の上に覆土をいたしますとかあるいはにおい消しの設備をいたしますとかいうような環境対策のための費用が当初計画に比べてかなり

大きな費用を要したという点、さらに、市街地内の工事を実施してまいりますわけでございますので、管渠の敷設に当たって、込み合ったところなどはシールド工法等の特別の工法を採用していかなければならない度合いが、市街地の混雑の進展に従って大きくなったというような問題等がございまして、実際の事業費に金が多かる結果になったということが大きな点の第一点であると思はる。

それから第二点は、実際の事業は行い、工事は行って施設はでき上がっておりますけれども、たとえば処理場などはかなりの計画どおりの施設ができ上がりつつあるあるいはでき上がっており、という状況にありまして、管渠等が十分にまだ伸びないために、処理能力を完全に発揮するに至っていないという状況のものもかなりございします。あるいはパイプも、これは一貫して敷設されたことによつて稼働されてくるわけでございしますけれども、これが途中までの完成にとどまっているという点から、でき上がった施設量が直ちに総人口普及率の伸びに結びつかないという点がかなり大きいと思はる。いわば先行投資的な部分がかなり多くあったという点から、結果といたしまして御指摘のような実績にとどまっておるというふうに私も考えておるわけでございします。

○中村(茂)委員 計画といつても五〇％以下の事業量ですよ。普及率はいろいろ出てくるけれども、事業の量から見ても四四・五。中身を見ても、それじゃ全体ができないうえに言えば、終末処理のところを見たって特に管渠よりも進捗率が悪いですね。ですから、いろいろ説明されるけれども、結局工事費、それから資材の値上がり、特に上物でつくっていくのと違つて掘っていくわけですから、私が見積もりの間違いか、計画がずさんだったというところまでは言い切れるかどうかはわかりませんが、しかしこれは実際よりも計画がきつちとっていないというところを指摘せざるを得ないと思はるのです。ここで指摘しておくとい

うことは、次の第五次五計についてそのことを十分取り入れていかなければ、結果的にはまた同じ轍を踏んでしまうのではないか、そういう意味でこの四次の問題について問題点を指摘したわけだ。

そのことを指摘しておいて次に入りたいと思いますが、具体的な問題に入る前に、財政上影響の出でております新経済社会七カ年計画、これを五十六年度に当たってフォローアップした、そして公共投資総額が、この計画では二百四十兆円、目標達成と、こういうふうになっていなければ、一年半おくれにして六十年度までに百九十兆円、いわば五十兆円減らした、こういう計画にして、したがってこの計画がこういうふうになり、延ばしになりましたので、下水道にしても、この公共投資全般が五十六年度の概算要求のときには前の二百四十兆円の伸びしで計画要求してしましたけれども、途中で百九十兆円というふうになつたことによつて相当減額になつて計画が立案され、五十六年度の予算が決定してきた、こういう経過になっていると思うのです。そこで、どうしてこういう手直しをしたのか、その点について、まず経済企画庁来ていいますから、明らかにしたいと思ひます。

○川合政府委員 お答え申し上げます。
本年度のフォローアップにつきましては、先生御指摘がございましたように、六十年度までの公共投資額二百四十兆円というのを百九十兆円に縮減したわけでございますが、これは、計画策定後公共投資が計画の想定を下回っているにもかかわらず、民間設備投資が非常に計画の予測を上回つて好調に推移いたしました、こういう情勢を踏まえた場合に、現在の経済が物価の安定、それから雇用の改善、それから財政の再建という大きな経済の目標を達成し、中期的な安定路線を実現していく、そういうことで、全体として整合性のある経済の姿を実現するにはどうしたらいいかということでフォローアップしたわけでございます。その結果、計画で想定いたしましたとおおむね

二百四十兆円という公共投資を計画期間中に達成しようといはしますと、成長率とか物価とか雇用とか財政収支の面で、計画が想定した姿とかなり乖離した姿になるのではないかと、むしろ経済の現状を踏まえたと、計画の想定にはば見合つた、いま申し上げたような諸指標の経済の姿を得るためには、計画期間中にはおおむね百九十兆円の公共投資を行うことが適当であるということが明らかになつてございまして、このため期間中の累積公共投資額をおおむね百九十兆円というふうに縮減いたしましたわけでございます。

○中村(茂)委員 よくわからないけれども、私は、この七カ年計画ができたときに、二百四十兆円というのは多過ぎる、多過ぎるといふのは、年々の予算を見ていくと、この投資を完了するには年々の公共投資の予算を二〇%以上伸ばしていかなければこの目標を達成することができない計画になつていたのです。ですから私は、いざ見直さなければならぬ、直しなさいと、年々の予算を見直せばこの目標はなかなか達成できない、こういう気持ちを持っていました。ですから、見直しは当然だと思ひますけれども、しかし見直しのやり方が私は納得できないのです。新聞報道ですからの確かどうかわかりませんが、建設省はどんなに削つても二百兆円だ、大蔵省は百七十兆円だ、こういうことを主張して、経済企画庁が中へ入つて百九十兆円にした、こういう報道があります。そこで調整額というのを今度二十兆設けたわけですが、前は調整額というものはなかったのです。予備費はあつた。今度予備費をなくして二十兆をつけた。そうすると百九十兆から二十兆引くと、これは大蔵省の百七十兆になるのです。ですから、そういうものをとつて、それでそれぞれの省庁の言い分を真ん中をとつて、それで内容的には大蔵省の言い分に持つていった。あとは物価の問題だの成長率の問題だのいろいろ言うけれども、これに合せてとつてつたやうなもので、政治的な副産物としてこれがこういふふうになつてきたという経過を考えてみた

場合に、私は納得できない。それと、いま言った二十兆の調整額というものはどういふものか、予備費のように年々使つていっていいものかどうか、ただお飾りでつけておくものかどうか、そのことをひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。

それと、一年半延ばしたというけれども、その一年半延ばしたということがよくわからないので、すね。計画は六十年度で終わるけれども一年半延ばしたといふことは、切り捨てでしよう。ですから、私に言わせれば、五十兆とプラス調整額の二十兆、七十兆といふものは結果的には切り捨てだ。また新しい計画を立てるでしよう。恐らくさういふふうに理解した方がいいのではないかと、うふうに思ひますが、その点をひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○川合政府委員 お答え申し上げます。
先生御指摘のございました二百四十兆を百九十兆に減らした件につきましては、これは、先ほど申し上げたように六十年度における、全体として整合性のある経済の姿というものを展望した結果、さういふことにいたしましたわけでございますが、これによつて、私も私としては、二百四十兆の公共投資を行うという意味から言へば一年半おくれるというふうに考えておるわけでございます。これは公共投資の切り捨てというわけではございませんで、計画の目指している社会資本の整備水準の達成が結果として一年半おくれるということでございます。これは経済全体の整合性の観点からやむを得ないといふことで、そうさせていただきますわけでございます。

また、先ほど先生の百九十兆についての新聞報道等の御指摘もございましたけれども、私も私も百九十兆という金額を設定いたしましたのは、中期多部門モデルの二千五百兆にわたる方程式の中にいろいろ経済の姿を入れ込みまして、その中でいろいろ試算をいたしました結果、整合性のある経済の姿、物価、雇用等につきまして試算した結果さういふことにいたしましたわけでございます。仮に二

百四十兆の公共投資を期間内に行うことにした場合、先生先ほど御指摘もございましたけれども、六十年度までの五年間の実質経済成長率は八%になつてしまふ、あるいは物価は、消費者物価年平均七%を超えてしまふとか、非常にいろいろ問題が出てくることとございまして、また一方、かなり公共投資を抑え込みますと、経済成長率あるいは財政の収支改善もそれだけ厳しくなるといふやうな試算がいろいろ出ておるわけでございます。さういふことを踏まえまして百九十兆という線をとらしていただいたといふことでございまして、それから調整額につきましては、ちよつと私も先生と考へ方が違ふのでございまして、二十兆と先生御指摘になりましたけれども、調整額の考へ方につきましては、今回五カ年計画改定になるわけでございますけれども、全体の百九十兆の公共投資の中に調整額という形があるわけではございませんで、その百九十兆に基づく各部門別の公共投資があるわけで、その中にそれぞれ、改定期間が来て改定になるものもなぬものもあるわけでございますが、当面五十六年度は八部門の計画について改定を行うといふことになつております。その五十六年度の今回改定される八部門の物の考へ方として、その中に、投資額の内数として調整額を設けておるわけでございます。これは、計画期間中に執行することをたてまゑとして、という意味で予備費とは違ふわけでございますが、流動的な経済情勢やあるいは厳しい財政事情等がございまして、これらに対応して弾力的に執行を図るということからこういうものを設けさせていただいたといふことでございまして、二十兆と申われますのは、したがってそういう線枠があるわけではございませんので、現在計上しておりますのは、おのおのの事業についておおむね五%程度のものを計上させていただいたといふことになつております。

○中村(茂)委員 言っていることはよくわからないが、もう一つ、これは建設省の方も関係するわけですが、まあ縮小したと、縮小はまあい

いろいろなことを考えてみればそれはそれなりですが、いま公共投資全体を考えてみた場合に、私は、いままでの産業基盤整備の公共投資から生活環境整備の公共投資に移行していかねければいけない時期に来ているのではないかと、こういう基本的な考え方を持っているわけですが、ですから、総額を見直したら中身も順次そういうふうに見直していかなければ実際には意味がないんじゃないか、しかしその点は全然見直されてないで総額を減らしただけ、これでは全く意味のない見直しではなかったか、私はこういう理解をしているのです。ですから、これから公共投資というものは、生活基盤というものについてやはり公共投資を優先的にさせていく、こういうことを重点にして政策を進めていく、政策転換を強く要求しておきたいというふうに思います。そういう意味からすると、下水道などについては、全体が減ったからといってそんなに減らさないでやっていく。特に下水道は、先進諸国をとってみても三〇%という数字は相当おくられているわけです。私が申し上げるまでもありません。特に公害問題、水の問題、あらゆる問題を考へてみた場合に、公共投資を減らしたからといって全体のもの合わせて減らしていく、こういう手法については私は反対です。そういう意味で、私の考え方をまず申し上げておきたいというふうに思います。

そこで、今度は具体的な問題に入りたいと思いますが、いづれにいたしましても、いま申し上げたような結果で、五十六年度の概算要求、それから第五次の整備五計、これは公共投資の全体的な枠が減ったことによつて途中で減らされた。ですから、下水道の今度の第五次五カ年計画にもそのしわ寄せというのか、影響が相当出てきています。まず額の面で、概算要求のときよりも五兆六千億減つて十一兆八千億円、しかも五千九百億という調整費がその中には含まれている。実際に使うのは十一兆二千億。この下水道というのは普及率といつても三〇%で、先ほど申し上げたように、先進諸国と比べれば話にならぬ。こういうところ

でも調整費なんという使われぬ金があるというふうにとつていますからずうと減つてきてしまつた。そういう中で今度三〇%を、概算要求のときには五五%という普及率の目標だったのを四四%にした。五五%というのは、概算要求のときの試算で見るとこれはとても無理な五五%で、どうしてこういう計算をしたか私はわからないわけですが、先ほど申し上げました事業量が四四、五%しかできないという四次の計画を検討してみた場合に、事業量の推進状況から見るとこの四四%というのなかなか厳しい内容になっているのではないかと、こういうふうに思います。

それから、概算要求のときには補助対象範囲を拡大しよう、補助率の拡大をしよう、管渠整備をやるやうと、こういうふうな要求をし、皆さんはそれをやるやうと、こういうふうな言つていたけれど、今度確定した計画と五十六年度の予算ではそれが全部消えてしまつた。いへば公約違反のようなものである、このところに日本下水道新聞という新聞があるわけですが、この新聞を見ると、建設省の渠建設事務次官は重点的に管渠整備をする、こういうふうな力説しておられて、全力を尽くして概算要求のときの予算を獲得する、こういうふうな言つています。それから森岡自治事務次官は、これもぜひ補助率の拡大をしたい、こういうふうな言つています。それから、地方自治体の負担がますます多くなつてくるので負担の適正化をやつていきたい、こういうふうな言つています。これがみんなだめになる。

第一類第十二号 建設委員会議録第五号 昭和五十六年三月十八日

つて、それでまた五年たつて現在にきているのだけれども、今度附帯決議をつけようと考えてみたら、そのものが完全に実施できていないからそれをまた附帯決議に出してもいいくらいな程度にしかなくなつていない。そういうことを考えてみると、この際確かに普及率といふものも大事です、大事ですけれども、中身をもつとこわいものにしていかなければならぬところにいるいろいろな問題が出てきて最後には行き詰まつてしまふんじゃないか、こういうふうな思ふのです。時間がありませんから一挙にいろいろのことを申し上げましたが、それについてお答えをいただきたいと思うのです。

○升本政府委員 第一点のおただし、今度の新五カ年計画の要求時十七兆四千億円をもつて五五%まで普及率を高めるといふことで要求をしたはずであるけれども、結果として十一兆八千億という形になつたときに、普及率が四四%というのは少し下がり過ぎではないかという御指摘であつたかと思つてございまして、この点につきましても、総額としては十七兆四千億の総額と十一兆二千億の比率で、普及率の引き上げ方を比率で単純にとつていただきますと四六%というのが対応する数字になります。したがって、四六%の数字に比べて四四%というのは下がり過ぎではないかというのが御指摘の要点ではないかと思つたわけでございますが、この点につきましては、一つは五カ年計画の目標年度を六十年で置いたわけでも御説明ございましたように、新経済社会七カ年計画の目標達成の最終年度に合わせて完成施設を多く持つていきたいという当初計画を見込んでおりましたために、これが一年半期間を残して、その事前で第五次五カ年計画が完了せざるを得ないということになりましたために、いわば仕掛かり品の率が多くなつたといふことで、その分若干の普及率の減少を来したといふ点が一つございまして、それからもう一つは、今度の五カ年計画の中で、公共下水道の指定都市の事業費シェアと一般都市の事業費シェア、これを若干変えさしていた

だくことを予定しておりまして、その結果として指定都市の事業費シェアが十七兆四千億の要求時に比しますと若干高くなつておるわけでございまして、したがってまして整備準備の高い指定都市のシェアがふくれたことによりまして、結果として普及率がダウンせざるを得なかつたといふのがこの四四%にならざるを得なかつた理由でございます。

それから第二点のおただしでございますが、補助対象範囲の拡大が確かに一つの大きな課題であるといふことは私も認識をいたしておるわけでございますが、この予算作成の大前提でございますが、財政上の要請、この要請の中で総体として下水道の事業の推進を図るということは大変大きな課題だといふふうに認識をいたしておるわけでございまして、この普及率増大のための事業費の確保を図りますために、可及的に国の財政としてはそちらに多くの財源を振り向けたいという要請がございまして、したがって、補助対象率の拡大も大きな課題ではございまして、それとの兼ね合いにおきまして、今回の五カ年計画におきましては事業費の確保を何よりも最大の目的として努力をいたしたいという考え方で、五カ年計画の総予算、総事業費の確保を図らしていただいたということから、補助対象率の拡大はこの際は一時見送らざるを得なかつたという状況にございまして、過去四次に至ります五カ年計画の改定の途次、その都度補助対象率あるいは補助率の拡充を図つてまいつておりますので、今回に限っては、まことに残念ではございまして、先ほど申し上げました事業費確保の最大優先の要請という観点から、一時補助対象率の足踏みということに御了承をいただきたいと考えている次第でございます。

それから、三点の附帯決議の実行状況のお話でございますが、五十一年の改正時点におきまして、過去四十五年時点の附帯決議の履行を求め、四十五年時点の附帯決議の履行を求めるといふ趣旨

の附帯決議をいたしております。四十五年時点の附帯決議におきましては、補助率の改善、補助対象率の改善、その他数項目にわたる決議をいたしておるわけでございますが、この附帯決議をいたしだきまして時点以降におきまして補助率の大幅な引き上げを公共下水道、流域下水道あるいは都市下水路にわたっていたしております。また昭和五十一年におきまして補助対象率の引き上げを実施をいたしておるといふ状況でございます。なお、数項目にわたってもそれぞれできるだけの努力はいたしてまいりましたつもりでございます。今後とも附帯決議に要請された事項について、し残しの点につきましてはなお努力をさせていただきたいというふうに考えている次第でございます。

○中村(茂)委員 普及率が四四％で、それまでもむずかしいというふうに私は思えますし、それを決めた点について矛盾があるというふうに申し上げておるの、先ほど申し上げましたように、四次五計の実績が、普及率一％当たりの投資額が実績として九千五百億というふうに私申し上げたのですが、一％を上げるのにそれだけ金がかかっている。今度の計画で、当初の概算要求のときに五五％に上げるといふことを目標にして、金も十七兆四千億というふうに多かったのですけれども、それを一％当たり直してみると六千九百六十億、しかし実績は四次五計のときに先ほど申し上げたように九千五百億もかかっている。今度四四％にして全体の額は下がっていますけれども、それで見ますと八千四百三十億、これは先ほどのような実績に近づいていきますから、努力すれば、こういう見方でいけばいかな、こう思うのです。が、そういう意味で私はこの普及率の問題を見て先ほど申し上げたのです。

それから補助対象の問題ですが、これはもっと真剣に考えてもらわなければならぬ。当面と言ったけれども、これは五カ年計画があつて、皆さんの方で、先ほど事務次官がこういうふうに言ったとかどうとか言ったけれども、そのときに出したプリントの宣伝のこれだつて、日本下水道協会

ですけれども、五カ年の中で二回に分けて、それで補助対象率、こういうものを直していきます。こういうふうには、これは選挙で言えば公約みたいなものですが、やっているわけですよ。それで各地方自治体や下水道に關係していた人たちは、何とかしてくれ何とかしてくれ、そうでなければどうにもならぬという実情でしょう。そこで、東京都の実情について若干説明をして、なおいま申し上げた補助の点について努力してもらいたいというふうに思うわけでありまして。

東京の下水道の会計の支出で見れば、維持管理費、起債利子、それから減価償却と、こうなっているわけですね。この起債利子だけで、わかりやすくすれば一日に約二億五千万円払っているわけですね。これは汚水といふことでも、これは使用料にかかるといふことになって、二一％は雨水分として、これは公費といふふうになつておる。それから起債利子は、そのうちの四一％は料金で賄うことになつておる。五九％は公費で見ることになつておる。減価償却は四一％使用料、五九％公費、こういうふうになつて会計を積み重ねておるわけでありまして、いずれにしてもこういう形で見えていきますと、使用料を上げて使用者の負担を強くしていくか、それとも公費で自治体から出していくか、いづれかの道しかないわけですよ。ですから、こういうふうな膨大になつてくると、設備費がどんどんたまっていくと、東京のように、それじゃ負担を強くするかと、八〇％の値上げが出てくる。それから、八〇％は高過ぎるからという、今度は東京都では皆さんからもらった税金で、公費で埋めていかなければならぬ。こういうことをやっていると、いずれ

の道をとるにしても私は行き詰まりだと思つた。これはパンクですよ。ですから、こういう問題をどういふふうな解決していくかといふは、設備費を少なくしていく、それにはできるだけ補助対象をお互いに出して、もとを少なくしていく、こういうことを考えていかざるを得ないといふ

うふうに思ふですね。

しかも、いろいろお聞きしますと、第四次下水道財政研究委員会の提言という中に、一般排水の使用料について、資本費についても対象にするのが妥当であるという提言がなされておる。したがって、先ほど申し上げましたように維持管理費から起債利子から減価償却まで、それぞれの分の方はその自治体によって違つていふけれども、使用料の負担、公費の負担、こういうふうになつておるわけでありまして、これは特に先進といふか、下水の進んでいるところについては、東京にしても大阪にしてもパンク寸前、どうにもならないという状態になつておる。やはりこういうものも建設省、まあ自治省を含めて、基本的な方をもっと研究していかなければならぬのではないかと、こういうふうに思ふわけですよ。ですから、いままづ申し上げた考え方をまずお聞きして、それからこの五カ年計画と五十六年度予算、この五十六年度の予算を伸ばしてみただけでは、五十六年度から五十六年度の予算の伸びだけでは、五十六年度のところで五十六年度は実施できません、一〇％以上伸ばしていかなければならぬわけですから。そういうことを含めて完全に計画が実施できるか、そういう点を含めて考え方と、最後に大臣の決意をお聞きして終わりたいというふうに思ふ。

○升本政府委員 東京都の下水使用料の引き上げにつきましておたがいがございましたけれども、下水道の費用負担につきまして、かねてより部内で行つておりました。ただいま御指摘のございました第四次の財政研究委員会におきましてかなりまとめた提言をいただいております。基本的な考え方として、やはり国と地方公共団体と利用者者がそれぞれ適切な負担をし合うということが必要であらうかと考えております。

特に利用者負担について申し上げますと、御承知のように、下水道はその施設の性格から申しまして、利用者がきつめて特定をされていること、そ

れからまた利用者は一面で水質汚濁の原因者といふことでもあるわけでございますので、やはり水質保全のために相応の社会的な費用の御負担をいただくべきものではないかと、こういうような考え方から立ちまして、一定の利用者負担をお願いしたいというのが第四次財政研究委員会の考え方に基づいて、単なる維持管理費の御負担だけではなくて、資本費の一部も負担をしていただきたいといふことでございます。この場合、使用料が著しく高額にはね上がるといふようなことになるときは、過渡的にはその使用料の対象とする資本費範囲を圧縮するとかいふようなことで調整をとりながら、適切な御負担をお願いしていくと、いふのが基本的な考え方になるかと思ふわけでございます。今後とも国、地方公共団体、利用者の三者の負担関係につきましては、さらに私どもは十分検討を加え、適切な負担関係になるように努力をいたしてまいりたいと思つております。

それから後のおたがしでございました、来年度予算のあり方からいって第五次の下水道整備五カ年計画の完遂というのが困難なのではないかといふことでもございましたけれども、確かに五十六年度の下水道事業費の伸びは、事業費におきましては伸び率がございませぬ。非常にづらい状況ではございますが、ただいまの予定をいたしております。第五次五カ年計画の総事業費に対して、五十六年度の事業費を初項といたしまして伸び率を試算いたしました。年率一％という伸び率になつてまいります。確かに容易な伸び率ではございませぬけれども、私どももいたしましては、今後この五年間にわたつてこの伸び率による事業費の確保に精いっぱい努力をいたしてまいりたいといふふうに考えている次第でございます。

○斉藤國務大臣 お答えいたします。政府の第二次経済政策から説かれて、公共事業のあり方、そして今度の五カ五カ年計画についての先生の数々の御指摘があつたわけでありまして、私たちは、四次五カ年計画の阻害要因といひます

か、いろいろな問題点を指摘されたこと、私も拝聴して一々ごもつともであるというように考えておったわけでありました。したがって、先生からの御指摘、御意見の数を踏まえて、五次五カ年計画においては、一層計画的に、効率的に、事業の執行に当たって整合性のある施設整備の推進を図って所期の目的を達成していきたい、また努力したいというように考えているものでございます。

特に、御指摘でありました、もう産業基盤整備から生活基盤整備に移行すべきことじゃないかということは、国の大きな柱として、私は先生の御見解に全く同感でございます。その面につきまして、あわせて社会資本の充実に向かって、当省といたしましては下水道のみならず関係諸般にわたってせつかく努力してまいる所存でございます。

○中村(茂)委員 終わります。

○稲村委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○稲村委員長 速記を始めて。

この際、休憩いたします。

午前十一時三十四分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律

案

下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律

下水道整備緊急措置法(昭和四十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和五十一年度」を「昭和五十六年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

下水道の緊急かつ計画的な整備を促進して都市

環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、新たに昭和五十六年度を初年度とする下水道整備五箇年計画を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建設委員会議録第二号中正誤

ペジ 段 行 誤 正

一	三	末	羅災	羅災
二	四	末	つきましては	つきましては
三	二	セ	いたしまして	いたしまして
四	二	三	いたしまして	いたしまして
五	一	三	困ったこと	困ったこと
六	三	四	つきまして	つきまして
七	二	末	三十分休憩	三十分休憩
八	四	元	基つまして	基つまして
九	二	三	東京都	東京都

昭和五十六年三月二十三日印刷

昭和五十六年三月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K